

山口県後期高齢者医療広域連合健康診査実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成21年4月1日

山口県後期高齢者医療広域連合長職務代理者

事務局長 宮崎 義明



山口県後期高齢者医療広域連合公告第3号

山口県後期高齢者医療広域連合健康診査実施要綱の一部を改正する要綱

山口県後期高齢者医療広域連合健康診査実施要綱（平成20年山口県後期高齢者医療広域連合公告第1号）の一部を次のように改正する。

第12条中「広域連合は」を「健診機関は」に、「しなければならない」を「するものとする」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、健診機関から広域連合へ当該結果の通知について、広域連合から通知するよう求めがあった場合については、この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第12条の規定は、平成21年4月1日以後に行う健康診査から適用し、同日前に実施した健康診査については、なお従前の例による。